

○県内他市の計画改定状況

資料2-1

No	自治体名	現行計画名称	計画サブテーマ	現行計画期間	改定年度（改定予定）	備考
	平塚市（予定）	SIN 平塚市スポーツ推進計画	スポーツ(Sports)でインクルーシブ(Inclusive)な社会を目指して誰もがつながるネットワーキング(Networking)	中間年度に見直し		
1	横浜市	第3期 横浜市スポーツ推進計画	スポーツで育む地域と暮らしづらし	令和4年度～8年度（5年間）	10年先を見据えつつ変化に的確に対応するため	
2	川崎市	第2期 川崎市スポーツ推進計画	なし	令和4年度～13年度（10年間）	4年ごとに実施計画の見直しを行う	
3	相模原市	相模原市スポーツ推進計画	なし	令和2年度～9年度（8年間）	記載なし	
4	藤沢市	藤沢市スポーツ推進計画2029	健康で豊かなスポーツライフの実現をめざして	令和4年度～11年度（8年間）	中間年度に見直し	
5	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画 （「茅ヶ崎市のスポーツ推進における基本的な考え方」で方向性を示す）	なし	平成23年度～令和2年度（10年間）	随時見直し	現行計画の期間は終了しているが、現行の計画を踏襲した考え方のみ示している。
6	厚木市	第2次 厚木市スポーツ推進計画	スポーツで心がふれあう都市あつぎ	令和3年度～8年度（6年間）	必要に応じ見直し	
7	近隣市 秦野市	第2期 秦野市スポーツ推進計画	ライフステージ・志向に応じて『はづらつと』だれもが のびのびと』スポーツ 令和3年度～7年度（5年間）		必要に応じ見直し	
8	伊勢原市	第3期 伊勢原市市民生涯スポーツ推進計画	市民が主体の生涯スポーツ社会の実現を目指して	令和5年度～9年度（5年間）	必要に応じ見直し	
9	小田原市	小田原市スポーツ振興基本指針	なし	令和5年度～12年度（8年間）	総合計画の目標年次に合わせて改定	

○県内他市の計画内容一覧

No	自治体名	現行計画名称	スポートの目的 (計画における) 策定の目的 (策定の経過)	スポートの意義 (計画における) 計画の位置づけ	期間及び進捗管理	①スポート推進計画について		②スポートを取り巻く現状と課題		③計画の実現に向けて		備考
						基本理念	目標 (目標・目標値)	施策の体系・内容	特徴ある施策ほか	基本目標・基本的 施策・具体的な施策を記載	基本目標・具体的な 施策を記載	
1 政 令 市	平塚市 (予定)	SIN 平塚市スポーツ推進計画	○	○	○	◎	○	○	○	目標指標・目標値	基本目標・具体的な 施策を記載	③計画の実現に向けて 社会情勢の変化 (国・県・市の取組) 現状と課題 (アクトから)
	横浜市	第3期横浜市スポーツ推進計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川崎市	第2期川崎市スポーツ推進計画	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	相模原市	相模原市スポーツ推進計画	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	藤沢市	藤沢市スポーツ推進計画2029	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計 画（「茅ヶ崎市のスポーツ推進 における基本的な考え方」で 方向性を示す）	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	厚木市	第2次厚木市スポーツ推進計画	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	秦野市	第2期秦野市スポーツ推進計画	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	伊勢原市	第3期伊勢原市民生涯スporte 推進計画	○	×	○	○	×	×	○	○	○	施策目標・施策の方向
9	小田原市	小田原市スポーツ振興基本指 針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国の基本計画に掲げる重 点施策のもと 6つのテー マ掲げる

○計画改定内容について(第3期スポーツ基本計画から)

◆第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(抜粋)

(「地方公共団体」に期待される役割)

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものと考える。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参考してできる限り遅やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。

なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無等の多様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に關係部局・団体が一体となつて取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることよりもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

⑪新たな計画策定のスケジュールは

※このスケジュールはあくまで予定であり、検討の進捗によってはスケジュールが前後することがあります。